



【発信日】令和元年10月21日

【問い合わせ先】

学びの里「めいりん」

大野市教育委員会 生涯学習課 中村、大黒

電話 0779-65-5590 内線 75-204

文化活動に尽くされた会員を表彰します

～令和元年度大野市文化協会表彰式開催～

大野市文化協会が、文化活動・市民の文化向上に功績のあった文化協会会員の表彰を行いますので、当日の取材をお願いいたします。

記

- 日 時** 令和元年10月27日（日）午後1時35分頃
（令和元年10月27日（日）午後1時20分～ 大野市総合文化祭開祭式）
※大野市総合文化祭開祭式に引き続き実施します
- 場 所** 学びの里「めいりん」講堂
- 3 被表彰者** **【団体の部】**
 - ・文化功労賞 あさひ歌謡教室（代表 松田モモ子）**【個人の部】**
 - ・文化功労賞 しまだ ともこ らくようかい 島田 登茂子（楽 窯 会）
 - ・文化奨励賞 なかむら ちくえい しんすいしょげいいん 中村 竹映（辰 水 書 芸 院）
 - ・文化奨励賞 よしだ すいこう げんこうしゃ 吉田 翠 紅（玄 鴻 社）
- 内 容** ・文化功労賞とは、団体に20年以上加入して、永年にわたり事業運営に積極的に参加協力し、地域文化の普及発展に顕著な功績があったと認められるものを指す。
・文化芸術賞とは、内外の各種大会、作品展等に参加し、特に優れた芸能や芸術作品を発表して受賞する等により、地域文化の向上発展に功績があったと認められるものを指す。
- 主 催** 大野市文化協会
- 6 問合せ先** 詳細については、大野市文化協会の事務局（石蔵）まで。
（住所：大野市有明町11-10文化会館内

電話：0779-64-5870 水曜日午後、木・金曜日午前のみ

大野市文化協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野市文化協会規約第21条の規定に基づく表彰の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、大野市文化協会（以下「本会」という。）に加入している会員団体（以下「団体」という。）及び団体に所属している個人で大野市に在住する者（以下「個人」という。）とする。

(表彰基準)

第3条 規約第29条第1項の各号に掲げる表彰の基準は、次表に定めるとおりとする。

文化 奨励賞	団体	本会に10年以上加入して、各種事業運営に積極的に参加するとともに、地域活動を通して文化振興に寄与したと認められるもの
	個人	団体に10年以上所属し、将来を期待できる優れた芸術活動を行うとともに、団体運営において重要な役割を担い、他の模範と認められるもの
文化 芸術賞	団体 個人	内外の各種大会、作品展等に参加し、特に優れた芸能や芸術作品を発表して受賞する等により、地域文化の向上発展に功績があったと認められるもの
文化 功労賞	団体	本会に20年以上加入して、永年にわたり事業運営に積極的に参加協力し、地域文化の普及発展に顕著な功績があったと認められるもの
	個人	団体に20年以上所属して本会の役員を8年以上歴任したもの、若しくは団体の代表を20年以上務め、その間に本会の役員を歴任したもの（但し50歳以上の者とする）

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年1回、大野市総合文化祭において行うものとし、表彰状と記念品を贈る。

(推薦)

第5条 表彰候補者の推薦は、原則として、団体については本会の役員、個人については本会の役員及び団体の代表者が行うものとする。

2 推薦の方法は、様式第1号(団体用)及び様式第2号(個人用)に必要事項を記載のうえ、これを本会の会長に提出して行うものとする。

3 個人表彰候補者の推薦は、同一の賞について1団体当たり1人までとする。

(表彰者の選考)

第6条 表彰者の選考は、本会の理事会において行うものとする。

2 選考に当たって、第3条の表彰基準を上回っている場合、若しくは下回っている場合であっても、年度ごとの表彰候補者数の多寡等を考慮して表彰者数を調整することができるものとする。

3 同一の賞について、重ねて表彰はしないこととするが、異なる賞については、功績が顕著であると認めた場合は表彰することができるものとする。

(感謝状)

第7条 会長、副会長が退任するときは、記念品を添えて感謝状を贈ることとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項を定めるとき、若しくはこの規程を改正するときは、理事会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月15日から施行す